

(平成16年度支援)

原状回復事業実績事例：徳島県徳島市混合廃棄物事案

事案の類型	産業廃棄物収集運搬(積替え保管)業者における受託廃棄物の多量堆積
事案の場所	徳島県徳島市内
行為者	徳島県徳島市内 A社 代表取締役B
規模及び種類	投棄面積；1,200m ² 投棄量；3,400m ³ 廃プラスチック類，がれき類，木くず，金属くず，土砂
支障のおそれ	堆積廃棄物が9mまで積み上げられ、敷地外に崩落するおそれがある。現場近くに保育園と小学校があり、廃棄物の飛散のおそれがある。
対策工の概要	敷地内で投棄廃棄物を選別し、廃プラスチック類は県環境整備公社にて埋立処分、木くずは徳島市の焼却施設にて焼却処分、金属くずは処理業者に売却と委託処理、廃タイヤは処理業者に委託処理、がれき類及び土砂は現地に成形して存置した。
除去した廃棄物の種類及び量	搬出量；1,200m ³ (475.17t) 廃プラスチック類，がれき類，木くず，金属くず，廃タイヤ
代執行費用	26,775,000円
支援した資金額	20,081,000円

代執行前



代執行後



【事案概要】

投棄行為者であるA社は、平成6年12月に県知事から産業廃棄物収集運搬（積替え保管を含む）業の許可を取得し、産業廃棄物処理業を営んでいた。平成7年11月頃に積替え保管場所（徳島県徳島市内）に産業廃棄物が多量に保管されたため、徳島県は改善勧告を行ったところ、適正保管量に改善された。

A社は、平成9年7月に徳島県阿南市で焼却施設設置を計画し、工事に着手し建設を進め、ほぼ施設は完成したものの、付近住民の反対により設置許可の取得を断念した。平成10年には銀行取引停止に伴い営業停止状態に陥った。

平成10年11月頃、積替え保管施設へ多量の廃棄物の搬入があり、行為者に対して改善勧告を行うが改善されなかった。平成11年10月には、行為者に対して「改善命令」を発するとともに、産業廃棄物処理業の「一部停止を命令」を行った。処理業の許可は、許可期間満了により失効した。平成12年8月、措置命令により「産業廃棄物の全量撤去」を命じたが、履行されなかったため、警察に告発した。

排出事業者の責任追及は、行為者から提出させた関係帳簿や伝票等から明らかになった排出事業者222社に対し責任を追及し、撤去に要する経費の協力を得た。協力金（3,942万円）により当該地の産業廃棄物（5,200m³）を5回にわたり搬出処分したが、当該現場には、3,400m³の産業廃棄物が残された。当該現場の廃棄物は、高さが9mもあり、崩落の危険があった。

生活環境保全上の支障を除去するため、代執行により廃棄物の一部を撤去し、がれき類や土砂は現地に成形して存置した。



分別作業状況

